

資格取得届等に個人番号(マイナンバー)の記載をお願いします。

健康保険法施行規則の改正により、令和5年6月1日より資格取得届及び被扶養者異動届について個人番号の記載が義務化されました。

つきましては、下記の事項に留意し届出いただきますよう、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

記

1. 必ず記載していただく事項（法改正の義務追加項目）

（1）個人番号（マイナンバー）

（2）5情報（①漢字氏名②カナ氏名③生年月日④性別⑤住民票の住所

※1. 上記（1）（2）の情報記載がない場合、返戻させていただく場合がございます。

※2. 出生時や来日時などで個人番号が未通知の場合等、やむを得ない事情がある場合は、「資格取得届」の未提出記入欄に、未提出の理由と提出予定日を記載し、後日、個人番号を確認後、当組合ホームページに掲載されている「個人番号届出書」に記入し、提出をお願いします。

2. 届出期限：資格取得等の事実の発生した日から5日以内

【参考】個人番号の届出遅延等の病院等による受診について

健康保険組合に①個人番号の届出がない、②届出遅延の場合、「オンライン資格確認システム」を利用しての受診はできません。

ただし、①②ともに保険証廃止までの間、届出後に個人番号が登録されるまでの間、「保険証」による受診が可能となります。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

適用課 03-3661-2254